

南相馬市
子ども・子育て支援事業計画（案）
（概要版）

平成 26 年 11 月

南相馬市

1 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

子ども・子育て支援法 第61条第7項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」であるとともに、

次世代育成支援対策推進法 第8条に定める「市町村行動計画」とします。

これまでの「南相馬市次世代育成支援行動計画」の内容も引き継ぎつつ、「子ども・子育て支援法」の理念や基本方針を踏まえ、上位計画である「南相馬市復興総合計画前期基本計画」との整合性や連携を図ることとします。また、母子保健の国民運動計画「健やか親子21(第2次)」を踏まえるとともに、「南相馬市保健計画(後期計画)」との整合を図ります。

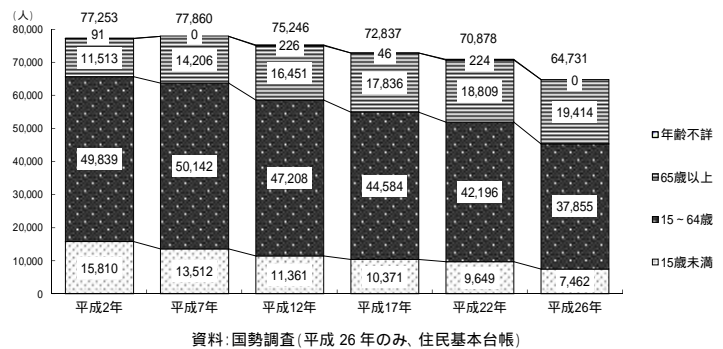
(2) 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5か年とします。

2 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

(1) 人口

- ・**現状**：総人口は減少を続け、少子高齢化も進行しています。特に平成22年から26年にかけて、東日本大震災の影響で、人口は1割近く減少しており、15歳未満人口は2割強、減少しています。



(2) 保育園(所)・幼稚園、その他主な子育て支援サービス

保育園(所)・幼稚園

- ・**現状**：震災前、認可保育園(所)が9園(所)、幼稚園が17園開園していましたが、震災により多くの子ども達が市外に避難したこと等により、13園が休園(廃園含む)

| | 公私の別 | 開園中 | 休園中(廃園含) | 定員 | 園児数(震災前) | 園児数(26年9月) |
|----------|------------|-----|----------|-------|----------|------------|
| 認可保育園(所) | 市立 | 2園 | 4園 | 663 | 753 | 180 |
| | 私立(震災後1園増) | 4園 | 0園 | 350 | 389 | 363 |
| | 計 | 6園 | 4園 | 1,013 | 1,142 | 543 |
| 幼稚園 | 市立 | 5園 | 8園 | 1,410 | 724 | 264 |
| | 私立 | 3園 | 1園 | 810 | 474 | 251 |
| | 計 | 8園 | 9園 | 2,220 | 1,198 | 515 |
| 合計 | | 14園 | 13園 | 3,233 | 2,340 | 1,058 |

しています。平成26年9月の児童数は、震災前の半数以下となっています。

- ・**課題**：避難している児童の帰還状況等を勘案しながら、園の再開についての検討が必要です。

放課後児童クラブ

- ・**現状**：市が運営する13クラブと南相馬市社会福祉協議会が運営する2クラブがあります。なお、小高区は全域が避難指示解除準備区域に指定されている

| | 放課後児童クラブ数 | 定員 | 登録児童数(26年9月) |
|-----|-----------|-----|--------------|
| 小高区 | 1 | 40 | 25 |
| 鹿島区 | 3 | 100 | 114 |
| 原町区 | 11 | 455 | 431 |
| 合計 | 15 | 595 | 570 |

ため、実際には避難している小高区児童向けに鹿島区で運営を行っています。

- ・**課題**：避難指示区域解除後、小高区でのクラブ再開についての検討・準備が必要です。

子育て支援センター事業

- ・**現状**：震災前、原町区と鹿島区にそれぞれ1か所ずつ設置していましたが、震災後、平成24年度から、原町あずま保育園に併設施設で1箇所でのみ再開しています。
- ・**課題**：休止中のかしま子育て支援センターでの事業再開に向けた取組みが必要です。

一時預かり事業

- ・**現状**：震災前は各区公立保育園3か所で実施していましたが、現在は、原町あずま保育園内の1箇所、月曜日から土曜日まで実施しています。
- ・**課題**：震災により、対象児童数は少なくなっているものの、未就園児童の保護者の就労や就労準備、リフレッシュなどのためサービスの必要性は高く、鹿島区での再開が望まれます。

ファミリー・サポート・センター事業

- ・**現状**：子どもを預かってもらいたい親と、子どもを預かれる方が双方会員となり、子どもの預かりを行う事業です。平成23年度は休止しましたが、現在、事務局を社会福祉協議会に委託し、実施しています。震災後、子育て家庭の避難により、利用が激減しています。
- ・**課題**：今後、子育て家庭の帰還や多様化するニーズに対応するためにも事業拡充が必要です。

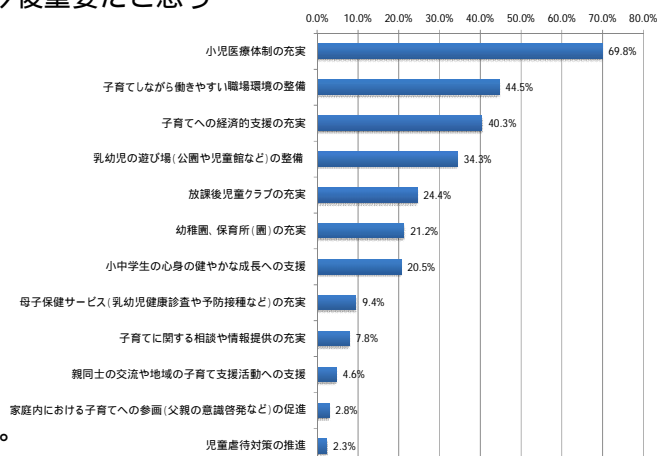
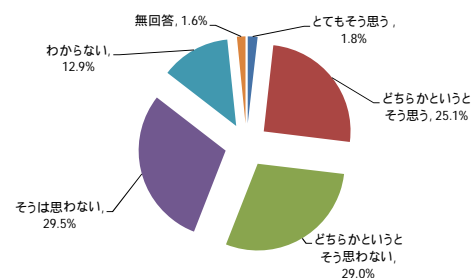
遊び場の整備

- ・**現状**：震災以降、学校での屋外活動制限や、保護者の放射線に対する不安感から、子どもの外遊びの機会が減ったこと等により、子どもの体力の低下や肥満の児童が増えていることが課題となっています。これらを踏まえ、平成26年3月に原町区に全天候型の子どもの遊び場「わんぱくキッズ広場」を建設しました。
- ・**課題**：今後は鹿島区、小高区での整備を検討するとともに、様々な年齢層やニーズに応じた遊び場の整備が必要です。

(3) ニーズ調査結果

約6割の方が子育てしやすい環境ではないと感じています。これは、震災の影響が大きいと考えられますが、南相馬市は子育てしやすいと多くの市民が思えるよう、施策の総合的な底上げを図っていくことが求められます。子育てしやすいまちづくりのために、今後重要だと思う施策は、「小児医療体制の充実」、「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」、「子育てへの経済的支援の充実」、「乳幼児の遊び場の整備」の順になっています。

市民が子育てしやすいと感じ、避難者が本市に帰還するよう、これらの取り組みを本計画や復興総合計画の中で着実に実行していくことが求められます。



3 計画の基本的考え方

(1) 基本理念

「健康で安心して暮らすことができるまちづくり」
～南相馬市の将来の希望である子どもの健やかな成長を市民みんなで支える～

子どもは、皆の将来の希望であり、子どもと子育て家庭を、幼稚園・保育所・学校、ボランティア、自治会、事業所、行政など、地域ぐるみで支えあい、ふれあうことで、支える人も支えられる人も、みなが輝いていくまちを創っていきます。

(2) 基本目標

「南相馬市次世代育成支援行動計画」では、「家族が、安心して子どもを育てることができます」という基本目標を掲げてきました。本計画では、この基本理念を継承しながら、さらに、地域全体でそれを支える必要があることを表明し、次の基本目標を掲げ、総合的に施策の展開を図ります。

「家族が安心して子どもを産み育てることができる地域社会の確立を目指す」

(3) 基本施策

本計画では、南相馬市次世代育成支援行動計画の重点施策を、子どもと子育てを取り巻く環境の変化等を踏まえ再編成し、妊娠・出産期からの切れ目のない支援として、次の5つの基本施策を掲げます。

・ 母性並びに子どもの健康の確保及び増進

・ 地域における子育ての支援

・ 社会の援助を必要とする子どもや家庭への支援

・ 子どもの心身の健やかな成長に資する環境の整備

・ 職業生活と家庭生活の両立の推進

(4) 施策の体系

基本目標に基づく基本施策は以下に示すものとし、本体系に基づき、各種施策や事業を展開します。

| 基本理念 | 基本目標 | 基本施策 | 施策の方向 |
|--|--|--------------------------------|---|
| <p>「南相馬市の将来の希望である子どもの健やかな成長を市民みんなが支える」 健康で安心して暮らすことができるまちづくり</p> | <p>家族が安心して子どもを産み育てることができる地域社会の確立を目指す</p> | <p>・母性並びに子どもの健康の確保及び増進</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1. 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実 2. 学童期・思春期の保健対策の充実 3. 歯科保健の推進 4. 「食育」の推進 5. 子どもの医療を取り巻く環境の充実 6. 放射線に対する健康管理対策の推進 |
| | | <p>・地域における子育ての支援</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域における子育て支援サービスの充実 2. 保育サービスの充実 3. 子育て支援のネットワークづくり 4. 子どもの健全育成 5. 世代間交流の推進、余裕教室等の活用 |
| | | <p>・社会の援助を必要とする子どもや家庭への支援</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1. 児童虐待防止対策の充実 2. 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進 3. 障がい児支援の充実 |
| | | <p>・子どもの心身の健やかな成長に資する環境の整備</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備 2. 家庭や地域の教育力の向上 3. 子どもを取り巻く有害環境対策等の推進 4. 良質な住宅と良好な生活環境の確保 5. 子どもの安全・安心確保の推進 6. 被害に遭った子どもの保護の推進 7. 放射線対策の充実 |
| | | <p>・職業生活と家庭生活の両立の推進</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1. 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し 2. 仕事と子育ての両立のための基盤整備 |

4 分野別施策の展開

(1) 母性並びに子どもの健康の確保及び増進

- 1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実
妊産婦健康診査事業、マタニティファミリーセミナー、乳児家庭全戸訪問事業...など
- 2 学童期・思春期の保健対策の充実
思春期保健事業、思春期保健事業体制整備...など
- 3 歯科保健の推進
妊婦歯科健康診査事業、歯科健康教室...など
- 4 「食育」の推進
食育の推進、朝食推進運動、三世代交流会、食生活改善推進員育成事業...など
- 5 子どもの医療を取り巻く環境の充実
休日在宅当番医事業、夜間小児科・内科初期救急医療事業、乳幼児こども医療費助成事業...など
- 6 放射線に対する健康管理対策の推進
外部、内部被ばく線量測定の実施、放射線被ばくデータ分析の推進...など

(2) 地域における子育ての支援

- 1 地域における子育て支援サービスの充実
養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、子育て応援情報交流事業、出産お祝い事業...など
- 2 保育サービスの充実
幼稚園授業料無料化事業、保育園(所)保育料無料化事業、延長保育事業、一時預かり事業...など
- 3 子育て支援のネットワークづくり
子育て支援ネットワークづくり、育児サークル支援、母子健康推進員育成事業...など
- 4 子どもの健全育成
こども交流支援事業、遊びの教室、放課後児童健全育成事業、保育サポーター養成...など
- 5 世代間交流の推進、余裕教室等の活用
保育園(所)等入所児童の世代間・異年齢児交流、紅梅の里・親子との絆づくり体験事業...など

(3) 社会の援助を必要とする子どもや家庭への支援

- 1 児童虐待防止対策の充実
子どもを守る地域ネットワーク、家庭児童相談事業...など
- 2 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
ひとり親家庭支援相談事業、母子家庭等自立支援給付金事業、東日本大震災遺児等支援事業...など
- 3 障がい児支援の充実
発達支援システムの構築、幼稚園・保育園(所)の巡回相談事業、すこやか教室...など

(4) 子どもの心身の健やかな成長に資する環境の整備

- 1 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備
学校教育支援センター事業、小中学校の校舎・体育館改築等による学習環境の整備...など
- 2 家庭や地域の教育力の向上
家庭教育支援総合推進事業、学校等芸術文化活動支援事業、子ども自然塾...など
- 3 子どもを取り巻く有害環境対策等の推進
有害環境浄化活動事業、携帯電話・インターネット安全な使い方啓発事業...など
- 4 良質な住宅と良好な生活環境の確保
子育てしやすい住まいづくり、公園整備、共生のまち推進事業...など
- 5 子どもの安全・安心確保の推進
防犯灯設置事業、スクエアストリート交通安全教室、復興事業等・地域安全協議会の活動...など
- 6 被害に遭った子どもの保護の推進
就学指導アドバイザー配置事業、子どもを守る地域ネットワーク...など
- 7 放射線対策の充実
除染の推進、環境放射線モニタリングの推進、放射線に関する基礎知識の周知...など

(5) 職業生活と家庭生活の両立の推進

- 1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
子育てと仕事の両立支援企業の支援、育児・介護休業制度活用促進事業...など
- 2 仕事と子育ての両立のための基盤整備
保育及び放課後児童健全育成事業の充実、子育て援助活動支援事業の充実...など

5 子ども・子育て支援サービスの見込量

(1) 教育・保育提供区域の設定

市内全域で柔軟な受給体制を確保できるよう、**全市一地区** とします。

(2) 教育・保育の利用の認定と施設

| 教育・保育の利用の認定 | | 認定内容 | 利用施設 | 対象年齢 |
|-------------|------------|----------------------------|------------------------|------|
| 1号 | 教育標準時間認定 | 満3歳以上で、保護者が幼稚園等での教育を希望 | 幼稚園、認定こども園 | 3～5歳 |
| 2号 | 満3歳以上・保育認定 | 満3歳以上で、保護者の就労・疾病等により、保育が必要 | 保育園(所)、認定こども園 | 3～5歳 |
| 3号 | 満3歳未満・保育認定 | 満3歳未満で、保護者の就労・疾病等により、保育が必要 | 保育園(所)、認定こども園、地域型保育() | 0～2歳 |

地域型保育

家庭的保育(保育ママ)：家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を保育。

小規模保育：少人数(定員6～19人)を保育。

事業所内保育：事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育。

居宅訪問型保育：保護者の自宅で、1対1で保育。

量の見込みと確保方を示しています。なお、量の見込みと確保方が異なる場合のみ、

() 内で確保方を示しています。

| 事業 | | | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 |
|-------------------------|------|------------|--------------|--------------|----------------|----------------|----------------|
| 教育・保育 (人/月) | 1号 | 幼稚園、認定こども園 | 201 | 213 | 221 | 230 | 239 |
| | | 幼稚園、認定こども園 | 250 | 264 | 275 | 286 | 296 |
| | 2号 | 保育園、認定こども園 | 395 | 418 | 434 | 452 | 469 |
| | | 0歳(保育園等) | 112 | 117 | 117 | 116 | 119 |
| | | 1、2歳(保育園等) | 247 | 270 | 275 | 278 | 276 |
| 地域子育て支援拠点事業(人日/月) | | | 1,845 | 1,993 | 2,016 | 2,021 | 2,031 |
| 乳児家庭全戸訪問事業(人日/年) | | | 288 | 302 | 303 | 298 | 306 |
| 子育て短期支援事業(人日/年) | | | 689 | 736 | 755 | 772 | 789 |
| ファミリー・サポート・センター事業(人日/年) | | | 320 | 426 | 528 | 631 | 733 |
| 一時預かり事業 (人日/年) | 幼稚園 | | 60,851 | 60,859 | 60,864 | 60,870 | 60,876 |
| | 上記以外 | | 6,588 | 6,950 | 7,034 | 7,094 | 7,158 |
| 延長保育事業(人日/月) | | | 153 | 164 | 168 | 172 | 175 |
| 病児保育事業(人日/年) | | | 1,289 (0) | 1,378 (0) | 1,413 (300) | 1,444 (300) | 1,476 (300) |
| 放課後児童健全育成事業(人日/月) | | | 910 (605) | 957 (635) | 972 (635) | 990 (635) | 1,009 (635) |